別記様式第１号(第５条関係)　　(第１面)

景観計画区域内における行為の届出書

年　　月　　日

文京区長　殿

届出者（事業主）　住　所

氏　名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

景観法第１６条第１項の規定により、景観計画区域内における行為について届け出ます。

１　行為の場所	住居表示	文京区	
	用途地域		
２　行為の種類	□建築物（長期優良住宅以外） □長期優良住宅	□新築　□増築　□改築　□移転 □外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
	□工作物	□新設　□増築　□改築　□移転 □外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)	
	□開発行為	□切土・盛土　□道路の新設・廃道　□その他	

※　文京区記入欄	

(注意)

１　□欄には、該当する項目にレ点を記入し、又は黒く塗り潰してしてください。

２　※欄には、記入しないでください。

３　本届出においては、当該行為に係る景観計画区域内における行為の事前協議書の添付図書（既協議済）を本届出の添付図書とみなします。

ただし、景観計画区域内における行為の事前協議書の添付図書に変更があった場合は、以下の添付資料図書のうち該当する□にレ点を記入し、又は黒く塗り潰した上で、当該書類を提出してください。

□景観形成基準措置状況説明書　　□立面図
□計画概要書　　□断面図
□案内図　　□サンプル・カタログ
□設計工程表　　□景観シミュレーション
□配置図・外構図　　□その他（　　）
□各階平面図

設　計　者	住所	
	会社名	
	電話番号	（　　）
	担当者	

<table>
<tr><td rowspan="13">3
行為の内容</td><td>種　　類</td><td colspan="4">行 為 の 内 容</td></tr>
<tr><td rowspan="5">(1)　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第1号）</td><td colspan="2">用途</td><td colspan="2">敷地面積
㎡</td><td>延べ面積
㎡</td></tr>
<tr><td>建築面積
㎡</td><td>高さ
m</td><td>階数
階</td><td colspan="2">構造</td></tr>
<tr><td>外壁色彩のマンセル値</td><td colspan="4">外壁色
色相(　　)／明度(　　)／彩度(　　)
色相(　　)／明度(　　)／彩度(　　)
色相(　　)／明度(　　)／彩度(　　)</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">屋根色
色相(　　)／明度(　　)／彩度(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="5">許可等を取得する他法令の名称</td></tr>
<tr><td colspan="5">東京都景観条例第２０条に規定する事前協議に関する事項
当該事前協議の必要性　　有　・　無
事前協議書受付番号：第　　号　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(2)　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（景観法第16条第1項第2号）</td><td colspan="2">用途</td><td colspan="2">築造面積
㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ
m</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>外観色彩のマンセル値</td><td colspan="3">外観色
色相(　　)／明度(　　)／彩度(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="4">許可等を取得する他法令の名称</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(3)　都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（景観法第16条第1項第3号）</td><td colspan="2">開発区域の面積
㎡</td><td colspan="2">構築する施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">法面及び擁壁の高さ
m</td><td colspan="2">法面及び擁壁の長さ
m</td></tr>
<tr><td colspan="4">許可等を取得する他法令の名称</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　行為の期間</td><td colspan="3">着手予定日　　年　　月　　日
完了予定日　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">5　適用される景観形成基準</td><td colspan="3">■一般基準
□景観特性基準
□坂道基準　□歴史・文化的建造物等基準
□低層住宅地基準　□寺町基準　□下町風情あるまち基準
□幹線道路等基準　□拠点基準　□緑のまとまり基準
□地区限定基準
□神田川景観基本軸基準
□文化財庭園等景観形成特別地区基準
□景観形成重点地区基準</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4">6　景観への影響に関する情報提供に係る事項</td><td>種　　別</td><td colspan="2">□説明会（　　回）　□個別訪問
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>実施日又は期間</td><td>年　　月　　日から
年　　月　　日まで</td><td>情報提供の対象人数　　人</td></tr>
<tr><td>使用した図書等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>意見及びそれに対する措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">7　景観事前協議に関する事項</td><td>協議番号</td><td>景観協議　第　　号</td></tr>
<tr><td>協議終了日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>協議時には未決定だった事項、協議時から変更した事項等</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">8　備考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>